

諮問日：令和元年8月5日（令和元年度（最情）諮問第26号）

答申日：令和2年7月1日（令和2年度（最情）答申第3号）

件名：最高裁判所事務総長の談話が記載された文書の不開示判断（開示対象外）
に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「岸盛一最高裁判所事務総長が昭和45年4月8日付で出した、「裁判官は政治的色彩を帯びた団体に加入することを慎むべきである」という趣旨の談話」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、同年5月1日付け裁判所時報（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、本件対象文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年6月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

従前の司法行政文書開示手続では、裁判所時報に掲載されている司法行政文書が開示されたことからすれば、本件対象文書は司法行政文書開示手続の対象となるといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）2条2項ただし書1号にいう行政文書から除外される不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに相当する。

本件対象文書は、最高裁判所事務総局が発行したものであるが、一般財団法人法曹会（以下「法曹会」という。）で市販されていたものである。

一般に、市販されている書籍等は入手及び利用が容易であり、開示請求制度の対象とする必要性は乏しく、このような文書を開示請求制度の対象とした場合には図書館代替りの利用等、制度の趣旨に合致しない利用が見込まれ、行政機関の事務負担の面からも問題が生じるおそれがあることから行政文書から除外されている。かかる趣旨は、裁判所が保有する司法行政文書にも同様に当てはまるものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 令和元年8月5日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月15日 | 審議 |
| ④ | 同年12月20日 | 審議 |
| ⑤ | 令和2年1月24日 | 審議 |
| ⑥ | 同年5月22日 | 審議 |
| ⑦ | 同年6月19日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認した結果、本件対象文書には本件開示の申出に係る最高裁判所事務総長の談話が掲載されていることが認められる。したがって、最高裁判所事務総長が、本件開示の申出に係る文書として本件対象文書を特定したのは相当である。
- 2 (1) 最高裁判所事務総長は、本件対象文書は法2条2項ただし書1号に規定する「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に相当し、司法行政文書の開示手続の対象とならないと説明する。

この点について検討すると、法は、情報公開制度の対象となる行政文書か

ら、「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」を除外している（法2条2項ただし書1号）。一方、司法行政文書の開示手続についてみると、取扱要綱には同項ただし書に相当する定めは見当たらない。

この点につき、同項ただし書1号の趣旨は、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるなど一般に容易に入手、利用が可能なものは、開示請求制度の対象とする必要がなく、対象とした場合には図書館代わりの利用等制度の趣旨に合致しない利用が見込まれ、行政機関の事務負担の面からも問題が生じるおそれがあることから、このような文書を行政文書から除外したものであると解される。そして、取扱要綱は、法の趣旨を踏まえて、裁判所の保有する司法行政文書の開示について定めたものであることからすれば、同号に関する上記の趣旨は司法行政文書の開示手続においても同様に妥当するものであり、法における情報公開制度と別異に取り扱う合理性はないと考えられる。

このような検討を踏まえれば、同号に規定する「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に相当する文書については、司法行政文書の開示手続の対象とならないという最高裁判所事務総長の上記説明（取扱要綱の解釈ないし運用）が不合理とはいえない。

- (2) そして、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件対象文書は法曹会から市販されていたとのことであり、同事実は当委員会庶務を通じて確認した結果からも認められる。このことからすれば、本件対象文書は、法2条2項ただし書1号に規定する「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に相当すると認められる。

なお、苦情申出人は、従前の司法行政文書開示手続では裁判所時報に掲載されている司法行政文書が開示された旨を主張するが、もとより当該措置が、

その後に行われる開示の申出に対する当委員会を拘束するものではないので、
上記(1)の判断を左右するものではない。

したがって、本件対象文書は、司法行政文書の開示手続の対象とならない。

- 3 よって、原判断については、本件対象文書は司法行政文書の開示手続の対象
とならないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子